

相互援助活動の手引

1 相互援助活動とは

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、助け合う組織です。会員同士で行う活動が相互援助活動です。

<会 員>

協力会員：豊田市に在住し、子育てのお手伝いをしたい人。

依頼会員：豊田市に在住または在勤し、子育ての手助けをして欲しい人。

対象のこどもは0歳から小学校6年生です。

両方会員：協力会員と依頼会員の両方を兼ねる人。

※センターの実施する講習会に参加された後、会員となります。

2 援助できる内容

ファミリー・サポート・センターで行う援助は、こどもへの援助です。

- ・こども園、小学校等の開始前や終了後のこどもの預かり
 - ・こども園、小学校等の送迎
 - ・冠婚葬祭、外出時、リフレッシュしたい時のこどもの預かり など
- ※宿泊を伴う預かり、病児・病後児の預かり等はいりません。

3 活動の流れ

(1) 依頼会員は、電話（37-7135）又は直接窓口で依頼をしてください。

(2) センターが協力会員を選定し、依頼会員に連絡します。依頼会員は協力会員に連絡し、事前打合せの日時と場所を決め、センターに報告してください。

※事前打合せは協力会員、依頼会員、センター職員の三者で行い、依頼会員は協議した内容を事前打合せ内容記録票（様式5）に記録します。

(3) 事前打合せ終了後、協力会員は援助活動報告書（様式6（3枚綴り））を作成し、依頼会員は事前打合せの報酬を基準に従って支払います。

(4) 事前打合せで決めた内容の援助を行います。協力会員は援助活動報告書を作成し、依頼会員は報酬を支払います。

(5) 協力会員は援助活動報告書を翌月10日までに提出してください。提出期限に遅れる場合はセンターにご連絡ください。

4 会員の心得

- ・誠実に活動を行ってください。（時間を守る、事前に決めた内容以外は頼まない等）
- ・活動を通じて知ったお互いの家庭の事情等は、絶対に漏らさないでください。
- ・センターを政治、宗教、営利等の目的に利用しないでください。
- ・会員間での物品の斡旋、販売等はできません。
- ・協力会員は、活動時に会員証を携帯してください。

5 報酬の基準

(1) こども1人につき、1時間あたりの基準額

月日・曜日 時 間	月曜日～金曜日	土・日曜日・祝日 12月29日～翌年1月3日
午前7時～午後7時	800円	900円
上記以外の時間	900円	1000円

※午前7時、午後7時を含む1時間は900円（1000円）で計算する。

(2) 援助時間の算定方法

預かり：協力会員宅の場合は預かった時から依頼会員がこどもを迎えに来るまで。

それ以外の場所の場合は協力会員が家を出てから家に戻るまで。

送迎：協力会員が家を出てから家に戻るまで。

※最初の1時間はそれに満たない場合も1時間とみなします。1時間を超えた場合は、30分までは半額、30分を超えた場合は1時間として計算します。

※同じ時間帯に兄弟姉妹で複数人援助する場合は2人目からは半額とします。

(3) 事前打合せも報酬の対象です。協力会員が家を出てから家に帰るまでの時間で計算します。事前打合せの報酬は、こどもの人数にかかわらず1人分として計算します。

(4) 取消料金

前日までの取消し：無料

当日取消し：基準により算定された金額の半額

無断取消し：全額

※風水害や地震等により安全が確保できない場合の活動については、会員間での話し合いにより取消料を無料とすることができます。

(5) 食事代や交通費（駐車場、公共交通機関などの利用）は実費を支払ってください。

6 補償保険制度について

- ・活動中の事故等に備えるため、センターが一括して保険に加入しています。事故発生時は速やかにセンターにご連絡ください。連絡がない場合は補償対象になりませんのでご注意ください。
- ・補償内容は、市ホームページ「とよたファミリー・サポート・センター」内の資料を参照してください。

7 その他

市ホームページ「とよたファミリー・サポート・センター」内の会則をご確認ください。

とよたファミリー・サポート・センター（とよた子育て総合支援センター内）

〒471-0026 豊田市若宮町1丁目57番地1 T-FACE A館9階（電話：37-7135）